

○八王子市奨学審議会規則

昭和60年9月30日

規則第34号

改正 昭和61年8月1日規則第36号 平成16年7月26日規則第43号

平成20年7月22日規則第39号 令和2年3月31日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市奨学資金支給条例（昭和35年八王子市条例第10号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定により、八王子市奨学審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる基準により市長が委嘱する委員13人をもつて組織する。

- (1) 市議会議員 7人
- (2) 市立中学校長又は義務教育学校長 1人
- (3) 都立高等学校長 1人
- (4) 私立高等学校長 1人
- (5) 商工業関連団体を代表する者 2人
- (6) 市内中学校又は義務教育学校後期課程の生徒の保護者 1人

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員（前条第1号に該当する委員を除く。）は、任期中に委嘱基準に該当しなくなった場合においても、引き続き在任することができる。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(公印)

第6条 会長の公印は、次のとおりとする。

名称	書体	寸法	使用区分
八王子市奨学審議会長	てん書	方 24ミリメートル	一般公文書用

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に八王子市奨学審議会規則(昭和52年八王子市教育委員会規則第3号。以下「旧規則」という。)の規定により委嘱された委員及びその任期については、この規則の相当規定により委嘱された委員及びその任期とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定により互選された委員長及び副委員長は、この規則の相当規定により互選された会長及び副会長とみなす。

附 則 (昭和61年8月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年7月26日規則第43号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月22日規則第39号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第45号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。